



国家復興計画フェーズ1 建物および施設のメンテナンスセクターSOP

2021年7月13日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年7月30日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳 秘

対象は以下を含む

- 1.COVID-19予防策
- 2.オフィスの活動および運営を実施する許可
- 3.主要な建物、施設および設備
- 4.定期契約のメンテナンス
- 5.メンテナンス/修理
- 6.ユーティリティ管理
- 7.安全衛生
- 8.サービスプロバイダー/請負業者の管理

以下を除くすべての経済活動

- 禁止されるリスト参照

根拠法

- 規制16P.U. (A) 293/2021。
- Act342
- 感染症の予防と管理に関する緊急条例(改正)
- NSCおよびMOHによって発行された決定に従います
- 関連するSOP
- 鑑定士、不動産業者および不動産管理者法1981年(Act242)
- 1967年の工場および機械法 (Act139)
- 1994年労働安全衛生法 (Act514)
- 1971年民間機関法(Act 27)

適用時間

9:00-
17:00

顧客対応

-

労働者数

管理を含む従業員の60%

活動とプロトコル

対 応	概要説明
COVID19予防策	• 施設の建物の入り口で、従業員と訪問者の体温スクリーニングを実施します（体温が37.5°C以上であるか、COVID 19の症状を示している（喉の痛み、咳、風邪、呼吸困難などは許可されていません）） • MySejahteraアプリケーションを介してQRコードをスキャンして登録するか、名前、電話番号、施設に到着した日時を記録簿に記録する必要があります。（コンタクトトレーシングの目的。インターネットがカバーされていない場合） • 個人間で1メートルのソーシャルディスタンスを実践する • 石鹸と水または手指消毒剤で手を洗う • 公共エリアではフェイスマスクの着用が義務付けられています • 汚染されやすい表面の消毒の実施
事務所活動および運営の許可	• 雇用主は、請負業者のサービスプロバイダーの従業員に運営許可書を提出する必要があります • 従業員は、指定された期間内に作業場所にいたることが許可されています • 必要なサービスのために経営陣が運営するオフィスは、少なくとも適切なサービスであり、一般消費者向けではないものとします。 • オフィス管理および運用スタッフが関与する管理および保守能力は最大60%であり、最新のNSCの指示に従う必要があります。 • セキュリティおよびクリーニングサービスを含む重要なサービスは、最大キャパシティで遠泳できます。（内務省が発行した民間警備管理業界SOPまたは締結された契約条件）



国家復興計画フェーズ1 建物および施設のメンテナンスセクターSOP

2021年7月13日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年7月30日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳 秘

対象は以下を含む

- 1.COVID-19予防策
- 2.オフィスの活動および運営を実施する許可
- 3.主要な建物、施設および設備
- 4.定期契約のメンテナンス
- 5.メンテナンス/修理
- 6.ユーティリティ管理
- 7.安全衛生
- 8.サービスプロバイダー/請負業者の管理

以下を除くすべての経済活動

- 禁止されるリスト参照

根拠法

- 規制16P.U. (A) 293/2021。
- Act342
- 感染症の予防と管理に関する緊急条例(改正)
- NSCおよびMOHによって発行された決定に従います
- 関連するSOP
- 鑑定士、不動産業者および不動産管理者法1981年(Act242)
- 1967年の工場および機械法 (Act139)
- 1994年労働安全衛生法 (Act514)
- 1971年民間機関法(Act 27)

適用時間

9:00-
17:00

顧客対応

-

労働者数

管理を含む従業員の60%

活動とプロトコル

対 応	概要説明
主要な建物、施設	主要な建物、施設および設備建物設備、設備、設備のメンテナンス/修理 i リフト ii 発電機セット iii LVエレクトリックルーム iv 電気室 HT v エスカレーター vi スイミングプールとポンプシステム (住宅用) vii 防火システム viii ビルディングオートメーションシステム (BAS) ix 制御室とCCTVシステム x 中央空調システム/スプリットユニット xi ブームフェンスシステムとアクセスカード xii 訪問者管理システム xiii 電気ゲートシステム xiv 構造 (C&S) xv 機械電気設備 (M&E)



国家復興計画フェーズ1 建物および施設のメンテナンスセクターSOP

2021年7月13日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年7月30日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳 秘

対象は以下を含む

- 1.COVID-19予防策
- 2.オフィスの活動および運営を実施する許可
- 3.主要な建物、施設および設備
- 4.定期契約のメンテナンス
- 5.メンテナンス/修理
- 6.ユーティリティ管理
- 7.安全衛生
- 8.サービスプロバイダー/請負業者の管理

以下を除くすべての経済活動

- 禁止されるリスト参照

根拠法

- 規制16P.U. (A) 293/2021。
- Act342
- 感染症の予防と管理に関する緊急条例(改正)
- NSCおよびMOHによって発行された決定に従います
- 関連するSOP
- 鑑定士、不動産業者および不動産管理者法1981年(Act242)
- 1967年の工場および機械法 (Act139)
- 1994年労働安全衛生法 (Act514)
- 1971年民間機関法(Act 27)

適用時間

9:00-
17:00

顧客対応

-

労働者数

管理を含む従業員の60%

活動とプロトコル

対 応	概要説明
定期メンテナンス	• 施設建設施設の定期メンテナンス活動を伴う • 低電圧 (LV) および超低電圧 (ELV) の機械的および電氣的機器のメンテナンス • 作業は、契約書に定められたスケジュールに基づいてのみ行うことができます • 予定外の作業は緊急作業でのみ実行できます



国家復興計画フェーズ1 建物および施設のメンテナンスセクターSOP

2021年7月13日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年7月30日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳 秘

対象は以下を含む

- 1.COVID-19予防策
- 2.オフィスの活動および運営を実施する許可
- 3.主要な建物、施設および設備
- 4.定期契約のメンテナンス
- 5.メンテナンス/修理
- 6.ユーティリティ管理
- 7.安全衛生
- 8.サービスプロバイダー/請負業者の管理

以下を除くすべての経済活動

- 禁止されるリスト参照

根拠法

- 規制16P.U. (A) 293/2021。
- Act342
- 感染症の予防と管理に関する緊急条例(改正)
- NSCおよびMOHによって発行された決定に従います
- 関連するSOP
- 鑑定士、不動産業者および不動産管理者法1981年(Act242)
- 1967年の工場および機械法 (Act139)
- 1994年労働安全衛生法 (Act514)
- 1971年民間機関法(Act 27)

適用時間

9:00-
17:00

顧客対応

-

労働者数

管理を含む従業員の60%

活動とプロトコル

対 応	概要説明
メンテナンス/修理	• 建物の設備、設備、および機械的および電気的設備 (LVおよびELV) に関連する設備への重大な損傷の保守および修理 • 修理しないと怪我をする可能性のある電気的または機械的な保守と修理、また建物の構造に関連する重大な損傷の保守と修理 • 管理者の承認が必要な損傷の保守と修理 • 改修工事は許可されていません



国家復興計画フェーズ1 建物および施設のメンテナンスセクターSOP

2021年7月13日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年7月30日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳 秘

対象は以下を含む

- 1.COVID-19予防策
- 2.オフィスの活動および運営を実施する許可
- 3.主要な建物、施設および設備
- 4.定期契約のメンテナンス
- 5.メンテナンス/修理
- 6.ユーティリティ管理
- 7.安全衛生
- 8.サービスプロバイダー/請負業者の管理

以下を除くすべての経済活動

- 禁止されるリスト参照

根拠法

- 規制16P.U. (A) 293/2021。
- Act342
- 感染症の予防と管理に関する緊急条例(改正)
- NSCおよびMOHによって発行された決定に従います
- 関連するSOP
- 鑑定士、不動産業者および不動産管理者法1981年(Act242)
- 1967年の工場および機械法 (Act139)
- 1994年労働安全衛生法 (Act514)
- 1971年民間機関法(Act 27)

適用時間

9:00-
17:00

顧客対応

-

労働者数

管理を含む従業員の60%

活動とプロトコル

対 応	概要説明
ユーティリティ管理	• 施設の建物のユーティリティ管理には、発電目的での継続的な供給を確保するためのサービスとリソースの提供が含まれ、定期的な点検と修理が許可されています • 以下の事項が含まれます - i 電力供給 - ii 給水 - iii ガス供給 - iv 下水道 - v 電気通信および - vi インターネット • インターネットおよび通信サービスを除き、住宅地の住宅へのユーティリティの新規設置は許可されていません。 • 緊急作業のためにユーティリティの修理を行うことができます



国家復興計画フェーズ1 建物および施設のメンテナンスセクターSOP

2021年7月13日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年7月30日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳 秘

対象は以下を含む

- 1.COVID-19予防策
- 2.オフィスの活動および運営を実施する許可
- 3.主要な建物、施設および設備
- 4.定期契約のメンテナンス
- 5.メンテナンス/修理
- 6.ユーティリティ管理
- 7.安全衛生
- 8.サービスプロバイダー/請負業者の管理

以下を除くすべての経済活動

- 禁止されるリスト参照

根拠法

- 規制16P.U. (A) 293/2021。
- Act342
- 感染症の予防と管理に関する緊急条例(改正)
- NSCおよびMOHによって発行された決定に従います
- 関連するSOP
- 鑑定士、不動産業者および不動産管理者法1981年(Act242)
- 1967年の工場および機械法 (Act139)
- 1994年労働安全衛生法 (Act514)
- 1971年民間機関法(Act 27)

適用時間

9:00-
17:00

顧客対応

-

労働者数

管理を含む従業員の60%

活動とプロトコル

対 応	概要説明
安全衛生	• 施設の建物内の安全衛生関連サービスの管理は、最小限の条件で許可されています • 以下が含まれます - i セキュリティ管理 - ii 公共清掃 - iii 固形廃棄物処理 - iv 下水処理施設 - v 衛生サービス、ベクターコントロール • 施設の建物のセキュリティ管理は許可されており、24時間稼働できます。警備員の能力は、内務省（KDN）が発行した民間セキュリティ管理業界のSOPSOPに規定されています。 • 固形廃棄物の管理は、設定されたスケジュールに従って最小で許可されます • 清掃サービスは、住宅および商業地域で最大で運営できます。 • 公共エリアでの造園サービスは、住宅および商業エリアで最小で許可されています • ベクターコントロールは許可されています



国家復興計画フェーズ1 建物および施設のメンテナンスセクターSOP

2021年7月13日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年7月30日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳 秘

対象は以下を含む

- 1.COVID-19予防策
- 2.オフィスの活動および運営を実施する許可
- 3.主要な建物、施設および設備
- 4.定期契約のメンテナンス
- 5.メンテナンス/修理
- 6.ユーティリティ管理
- 7.安全衛生
- 8.サービスプロバイダー/請負業者の管理

以下を除くすべての経済活動

- 禁止されるリスト参照

根拠法

- 規制16P.U. (A) 293/2021。
- Act342
- 感染症の予防と管理に関する緊急条例(改正)
- NSCおよびMOHによって発行された決定に従います
- 関連するSOP
- 鑑定士、不動産業者および不動産管理者法1981年(Act242)
- 1967年の工場および機械法 (Act139)
- 1994年労働安全衛生法 (Act514)
- 1971年民間機関法(Act 27)

適用時間

9:00-
17:00

顧客対応

-

労働者数

管理を含む従業員の60%

活動とプロトコル

対 応

サービスプロバイダーと
請負業者の管理

概要説明

- サービスの損傷の保守と修理に関連する請負業者のサービスプロバイダーは、運営を許可されます
- 認定請負業者サービスプロバイダーのすべての従業員は、セキュリティチェックポイントまたはその他の指定された場所でCOVID 19予防措置を遵守し、コンタクトトレーシングの目的で経営陣に情報を提供する必要があります
- 請負業者は、建設SOPおよびそれぞれの分野に関連するその他のSOPに準拠する必要があります
- 請負業者のサービスプロバイダーは、業務の前に施設の管理者または所有者から許可を得る必要があります
- 請負業者のサービスプロバイダーの移動は、作業エリアのみに制限されています
- 請負業者のサービスプロバイダーは、許可された期間に従ってのみ作業を実行します